

臨時ローマ字調査會

昭一五・一一・二五
昭一一・六・三〇

關係部局 圖書局編修課

○官制 (昭五・一一・二六官報)

〔勅令〕

朕臨時ローマ字調査會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和五年十一月二十五日

内閣總理大臣臨時代理	外務大臣	男爵 幣原喜重郎
	文部大臣	田中隆三

勅令第二百二十二號

臨時ローマ字調査會官制

第一條 臨時ローマ字調査會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ國語ノローマ字綴方ニ關スル事項ヲ調査ス

第二條 調査會ハ會長一人及委員三十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ文部大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アル時ハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 會長ハ會議ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得

第六條 文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ調査會ノ請求アリタルトキハ適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席

シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第七條 調査會ノ議事ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條 調査會ニ幹事長一人及幹事若干人ヲ置ク文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事長ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第九條 調査會ニ書記若干人ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○官制廢止 (昭一一・七・一官報)

朕臨時ローマ字調査令官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和十一年六月三十日

內閣總理大臣 廣 田 弘 毅
文部大臣 平 生 鈺 三 郎

勅令第四百四十四號

臨時ローマ字調査會官制ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時ローマ字調査事議會規則 (文部省令 昭和五年十二月十六日)

第一條 會議ハ會長之ヲ招集ス

第二條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス

第三條 會議ハ會長、委員及臨時委員ヲ合セ其半數以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第四條 議席ハ豫メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 會議ハ公開セス

第六條 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

會長可否ノ數ニ加ハリタルトキハ之ヲ出席委員ト看做ス

可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第八條 會長必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ主査委員ヲ選定シ審査ヲ爲サシムルコトヲ得

主査委員ハ其互選ニ依リ委員長ヲ置ク

主査委員長ハ審査ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ

主査委員會ニハ本則ノ規定ヲ準用ス

○辭令 (昭五・一一・二七官報)

昭和五年十一月二十六日

內閣書記官長 鈴木富士彌

法制局長官 川崎卓吉

外務次官 吉田茂

(各通)

內務次官	潮	惠	之	輔
大藏次官	河	田		烈
陸軍次官	杉	山		元
陸軍少將	石	井	英	橋
海軍次官	小	林	躋	造
海軍中將	米	村	末	喜
司法次官	小	原		直
文部政務次官	野	村	嘉	六
文部次官	中	川	健	藏
文部參與官	大	麻	唯	男
文部省普通學務局長	篠	原	英	太
文部省圖書局長	芝	田	徹	心
東京帝國大學教授	藤	岡	勝	二
東京外國語學校長	長	屋	順	耳
氣象臺技師	岡	田	武	松
農林次官	松	村	真	一
			郎	

商工次官 田島勝太郎

遞信次官 今井田清德

鐵道次官 青木周三

鐵道省運輸局長 久保田敬一

拓務次官候爵 小村欣一

正三位勳一等 櫻井錠二

從三位勳一等 鎌田榮吉

正三位勳一等男爵 阪谷芳郎

正三位勳一等 田中館愛橘

同 嘉納治五郎

同 上田萬年

從三位勳二等 田丸卓郎

正三位勳二等伯爵 林博太郎

正四位勳三等 中目覺

正六位勳四等功五級 福永恭助

臨時ローマ字調査會幹事長被仰付

文部省圖書局長 芝田徹心

法制局參事官 森山銳一

文部書記官 菊澤季麿

(各通)

文部省圖書事務官 山崎犀二

東京文理科大學教授 保科孝一

臨時ローマ字調査會幹事被仰付

臨時ローマ字調査會

在任(職) 年月日 氏名

會長

自昭和五年十一月二十六日 至昭和六年十二月十三日 文部大臣 田中隆三

自昭和六年十二月十三日 至昭和九年三月十三日 同 鳩山一郎

自昭和九年三月十三日 至昭和九年七月八日 同 子爵齋藤實

自昭和九年七月八日 至昭和十一年二月八日 同 松田源治

委員

至昭和十一年六月三十日	自昭和十一年四月三十日	同	藤沼庄平
至昭和十一年三月十一日	自昭和十一年三月十一日	同	白根竹介
至昭和十一年五月十一日	自昭和十一年五月十一日	同	吉田茂
至昭和十一年七月三十一日	自昭和十一年七月三十一日	同	河田烈
至昭和八年七月六日	自昭和八年七月六日	同	堀切善次郎
至昭和八年三月十八日	自昭和八年三月十八日	同	柴田善三郎
至昭和七年五月二十六日	自昭和七年五月二十六日	同	森恪
至昭和六年十二月十三日	自昭和六年十二月十三日	同	川崎卓吉
至昭和五年十一月二十六日	自昭和五年十一月二十六日	同	鈴木富士彌
内閣書記官長			
至昭和十一年六月二十五日	自昭和十一年六月二十五日	同	平生鈺三郎
至昭和十一年三月九日	自昭和十一年三月九日	同	潮惠之輔
至昭和十一年三月九日	自昭和十一年三月九日	同	川崎卓吉

自昭和十一年四月十日	自昭和八年七月十日	自昭和八年五月十六日	自昭和七年六月十八日	自昭和五年十二月十五日	自昭和五年十一月二十六日	自昭和五年四月二十六日	自昭和五年三月三十日	自昭和十一年一月十六日	自昭和十一年三月十六日	自昭和十一年七月三十一日	自昭和八年五月六日	自昭和八年七月八日	自昭和八年三月十三日	自昭和七年六月十八日	自昭和七年五月二十六日	自昭和六年十二月二十五日	自昭和六年十一月九日	自昭和六年五月五日	自昭和六年四月十四日	自昭和五年十一月二十六日
------------	-----------	------------	------------	-------------	--------------	-------------	------------	-------------	-------------	--------------	-----------	-----------	------------	------------	-------------	--------------	------------	-----------	------------	--------------

同	同	同	外務次官	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	法制局長官
---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

重光 葵	有田 八郎	永井 松三	吉田 茂	次田 大三郎	大橋 八郎	金森 徳次郎	黒崎 定三	堀切 善次郎	島田 俊雄	齋藤 隆夫	武内 作平	川崎 卓吉
------	-------	-------	------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------

自昭和五年十一月二十六日	自昭和七年三月十九日	自昭和七年八月十九日	自昭和七年九月二十一日	自昭和九年八月二十三日	自昭和十年九月二十一日	自昭和十一年十月二十三日	自昭和十一年四月三十日	自昭和十一年五月二十八日	自昭和十一年五月二十日	自昭和十一年六月二十日	自昭和十一年五月二十日	自昭和十一年六月三十日								
陸軍次官	同	同	同	同	同	同	同	陸軍中將	同	陸軍少將	同	同	海軍次官	同	同	同	同	同	同	同
杉山元	小磯國昭	柳川平助	橋本虎之助	古莊幹郎	梅津美治郎	石井英橋	鈴木元長	鈴木元長	鈴木元長	桑原四郎	桑原四郎	桑原四郎	小林躋造	左近司政三	左近司政三	左近司政三	藤田尙德	藤田尙德	藤田尙德	長谷川清